

令和5・6年度ひたちなか市物品調達入札 参加資格審査申請の追加受付について(案内)

令和5・6年度ひたちなか市物品調達入札参加資格審査申請の追加受付を下記のとおり行います。

1. 申請方法

原則として郵送による申請のみとなります。

(市内に本社または営業所を有する業者に限り持参も可。但し、持参の場合窓口での書類確認は行いません。)

- (1) 提出期間 令和6年5月7日(火)から令和6年5月13日(月)まで
- (2) 提出方法 封筒表面に「入札参加資格審査申請書(物品調達) 在中」と明記し、書留郵便(簡易書留又は一般書留)で受け付けます。(締切日消印有効)

2. 有資格者名簿の有効期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

3. 今回申請ができる方

- ・新規の登録希望者(以前に登録があり、現在登録されていない者を含む)
- ・業種の追加(変更)登録希望者

4. 提出方法

(1) 新規の登録希望者

次頁に掲げる提出書類のうち、1から10については番号順にA4版の黄色のフラットファイルに綴じ込み、背表紙と表紙に事業所名を記入してください。

11から15についてはファイルに綴じず別途提出してください。

(2) 業種の追加(変更)登録希望者

次頁に掲げる提出書類のうち、該当する書類のみ提出してください。

5. 注意事項

- (1) 申請用紙はひたちなか市独自様式のみとします。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者は申請をすることができません。
- (3) 提出された申請書は、ひたちなか市水道事業所、ひたちなか・東海広域事務組合においても適用されますので、別途水道事業所、広域事務組合への申請は必要ありません。
- (4) 申請書記入の詳細については、各申請様式裏面の記載要領をご覧ください。
- (5) 提出された申請書等について、補正又は問い合わせを行う場合がありますので、物品調達入札参加資格審査申請書(様式第1号)の担当者欄には、貴社の連絡担当者名を記入してください。

6. 郵送・問合せ先

〒312-8501

茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

ひたちなか市総務部契約検査課 宛

☎029-273-0111(内線1261~1263)

7. 提出書類 ※審査基準日(申請日前日)現在の内容について作成してください。

○：必須 △：該当者のみ

新規	追加 変更		様式名	必要となる添付書類等
○	○	黄色のフラットファイルに綴る書類	1 物品調達入札参加資格審査申請書 (様式第1号)	申請日は受付期間内の日付であること
○	○		2 業務等経歴書	
△	△		3 技術者経歴書	「役務の提供」を申請する業者のみ ⇒免許等の写しを添付(営業種目区分表参照) 区分表の着色箇所の業種に申請する場合は、指定資料を必ず添付すること
○	—		4 ※ 直前の納期到来分までの納税証明書の写し	・ひたちなか市に本社又は営業所がある事業所又は個人 ⇒納税証明書(未納がないことの証明) ※営業所の場合は、本社名義で証明をとること (窓口で申請する際は、代表者印の持参または代表者印押印の委任状が必要) ⇒問合せ：市民税課 内線3126～3127) ・上記以外の市外業者⇒納税証明書 法人…納税証明書(その3の3) 個人…納税証明書(その3の2) ⇒問合せ：管轄の税務署 ※未納がないことが確認できるものを提出すること ※特例猶予が認められている場合は、契約検査課までお問い合わせください。
○	—		5 使用印鑑届 (様式第3号)	
○	—		6 ※ 印鑑証明書の写し	原寸大のもので鮮明であること 法人…法務局発行の印鑑証明書 個人…市町村発行の印鑑登録証明書
○	—		7 財務諸表	申請日直前2年分の決算に係るもの 法人…貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 個人…貸借対照表、損益計算書、申告書(写)
○	—		8 ※ 法人…商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し 個人…代表者の身分証明書の写し	※個人の身分証明書は、禁治産、準禁治産、破産の宣告及び後見の登記の通知を受けていないことを証明するものであること
△	△		9 特約店又は代理店の証明書の写し	
△	△		10 許可、登録等の証明書の写し	営業に関し、許可、認可等を必要とする場合のみ (営業種目区分表参照)
○	—	別途	11 営業経歴書 (様式第2号)	
○	○		12 希望業種明細表	
△	—		13 委任状 (様式第4号)	年間委任する場合のみ
△	—		14 営業所等の状況調査 営業所等の写真(内観、外観各1) 営業所等の位置図	ひたちなか市内に営業所(支店等)がある場合のみ
○	○		15 返信用封筒(受理票返送用)	返送先明記の上、定形サイズで84円切手貼付

※4・6・8の書類の発行日については申請日前3箇月以内のものを有効とする